

質問回答

2016年1月25日

「(案件名)インド国グジャラート州系統安定化事業に係る計画策定支援[有償勘定技術支援]

(公示日:2016年1月13日/公示番号:151070)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2業務の目的・内容に関する事項 6. 実施方針及び留意事項 (3) 系統安定化システム導入にかかる方針	本業務ではMETI F/Sのレビューを行います。当該F/Sにて得られた情報やデータの利用については、実施機関の合意が得られているという認識でよろしいでしょうか？	METI F/Sで得られた情報やデータの利用については実施機関からの了承は得ております。
2	同上	系統安定化システムの導入は、何年度を想定されていますでしょうか？	系統安定化システムの導入は2020年度を想定しておりますが、先方の意向も踏まえ、詳細は本業務にて検討いただく予定です。
3	第2業務の目的・内容に関する事項 6. 実施方針及び留意事項 (4) STEP案件を前提としての本邦技術活用の可能性検討	本事業をSTEP借款とすることに関しては、実施機関の合意は得られているという認識でよろしいでしょうか？ また、STEP対象コンポーネントとしては、METI F/Sで検討された系統安定化システム関連という認識でよろしいでしょうか？	実施機関及び州政府はSTEP借款として実施したい意向ですが、供与条件を含むインド中央政府からの正式要請は未了です。 本邦調達対象コンポーネントは実施機関の意向も踏まえ、本調査を通じて詳細検討予定ですが、系統安定化システム関連を現時点では想定しております。
4	同上	国内企業向けの説明会開催について、開催主体は貴機構(コンサルタントによる直接経費支出はない)という認識でよろしいでしょうか？また、開催予定時期をご教示頂けませんでしょうか？	国内企業向けの説明会開催主体はJICAとなります。また開催予定時期は8月頃を想定しております。

5	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項 6. 実施方針及び留意事項 (5) 本事業の範囲</p>	<p>本事業の範囲として、400kV/220kV 変電所 3 か所の新設・増強が挙げられておりますが、当該変電所に接続される送電線は本調査の検討対象外という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>新設・増強される変電所への送電線の接続は実施機関が自己資金で実施することから事業スコープには入っておりません。しかし、送電線が整備されない限り稼働できないことから、変電所への送電線整備実施計画や内容等を調査でご確認くださいようお願い致します。ご確認いただいた情報は速やかに JICA に共有いただき、当該事業が「不可分一体の事業」と判断される場合には、業務の一環として環境社会配慮方針等を調査にてご確認いただくこととなります。</p>
6	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項 7. 業務の内容 (2) (4) (6) 現地業務</p>	<p>現地業務における貴機構インド事務所への計画説明及び結果報告は、いずれも事務所を訪問して行う想定でしょうか？</p>	<p>本事業の重要性から、計画説明及び結果報告は現地渡航毎にインド事務所を訪問して実施願います。どうしても止むを得ない事情がある場合は前広にご相談ください。</p>
7	<p>第 2 業務の目的・内容に関する事項 7. 業務の内容 (4) 現地業務 環境影響評価及び社会配慮計画の策定</p>	<p>ア) (i) ステークホルダー協議の開催支援について、土地収用や住民移転が発生しないことが確実にした場合も、何らかの環境影響を受ける人々に対しステークホルダー協議を実施しなければならないでしょうか？ また、ウ) 被影響世帯に先住民族の存在が特定できた場合は、カテゴリ A に該当する一方、報告書作成にあたり、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくとしている。カテゴリ A に該当する場合も報告書作成にあたり、カテゴリ B 案件報告書執筆要領に基づくとするのでしょうか？</p>	<p>本事業コンポーネントのうち、環境面・社会面への影響が考えられる変電所建設のコンポーネントでは政府所有地を取得するため、カテゴリ A に該当するような大規模住民移転や、聖域や伝統文化等への重大で望ましくない影響が発生することは想定しておりません。 用地取得・住民移転が生じない場合は、用地取得・住民移転の被影響住民を対象とした住民協議は実施する必要はございませんが、事業実施に対する合意形成を行うため、用地取得・住民移転が生じない場合でも、現地ステークホルダー（事業対象地の住民や関係組織等）との協議を実施していただく必要がございます。</p>

			<p>また Scheduled Tribe 及び Scheduled Caste にかかる議論を踏まえた上で、まずは被影響世帯が世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 に該当する先住民であることを正確に特定していただきます。その結果も踏まえ、業務指示書記載の通り「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づいて報告書作成をお願い致します(なお、カテゴリA の場合でも「カテゴリB 案件報告書執筆要領」に基づき報告書の作成をお願いしております)。</p>
--	--	--	---

以上